

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2020年2月14日
【会社名】	株式会社福岡中央銀行
【英訳名】	THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古村 至朗
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【電話番号】	092-751-4431(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 岡野 みゆき
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【電話番号】	092-751-4431(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 岡野 みゆき
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月14日付で四半期報告書(第99期第3四半期)を提出したことに伴い、2019年11月26日付をもって提出した有価証券届出書並びに2020年1月29日及び同年2月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を「第四部 組込情報」に追加し、これに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

1 事業等のリスクについて

3 最近の業績の概要

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第98期)および四半期報告書(第99期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年11月26日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年11月26日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 最新の業績の概要

<後略>

(訂正後)

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第98期)および四半期報告書(第99期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年2月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3. 最新の業績の概要の全文削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第98期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月27日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第99期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月26日 福岡財務支局長に提出

<後略>

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第98期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月27日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第99期第3四半期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月14日 福岡財務支局長に提出

<後略>

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月10日

株式会社福岡中央銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 井 義 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 加 井 真 弓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の第3四半期会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。